

公益社団法人 日本交通計画協会 法令遵守規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本交通計画協会（以下「本協会」という）の倫理規程の理念に則り、本協会が直面する、又は将来直面する可能性のある法令等の遵守上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及び法令遵守施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 本協会の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、倫理規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際しては法令遵守を最優先する。

(組織)

第3条 本協会の法令遵守にかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) 法令遵守担当理事
- (2) 法令遵守担当事務局

(法令遵守担当理事)

第4条 法令遵守担当理事は、常勤の理事の中から代表理事が任命する。法令遵守担当理事は代表理事に対し、本協会の法令遵守の状況について、定期的に報告するものとする。

- 2 法令遵守担当理事は、法令遵守全般にかかわる事項を所管し、法令遵守に関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。
- 3 法令遵守担当理事の役割・権限は以下のとおりとする。
 - (1) 法令遵守施策の実施の最終責任者
 - (2) 法令違反事例の対応の統括責任者
 - (3) 前2号に係る施策の実施、違反事例対応に関する代表理事への報告
 - (4) 代表理事が行う理事会、関係官庁等への報告に際しての代表理事の補佐

(法令遵守担当事務局)

第5条 法令遵守担当事務局を事務局内に置く。

- 2 法令遵守担当事務局は、法令遵守体制及びその整備にかかわる企画・推進及び統括を所管し、法令遵守体制の実効性をあげるための方針や施策等を検討・実施する。
- 3 法令遵守担当事務局は、法令遵守施策の進捗状況、その他法令遵守にかかわる事項を

法令遵守担当理事に定期的かつ必要に応じて報告する。

(報告・連絡・相談)

第6条 役職員は、法令違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかに法令遵守担当事務局に報告する。

2 法令遵守担当事務局長は、前項の報告又は内部通報等で法令違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、直ちにその事実を法令遵守担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、法令遵守担当理事の承認を得て実施する。

3 役職員は第1項の規定にかかわらず、緊急の事態等の事由により、法令遵守担当事務局を経由することができないときは、法令遵守担当理事に直接その報告をすることができる。

4 法令遵守担当理事は、前2項の報告を受けたときは、直ちに法令遵守担当事務局を指揮して対応方針を実施するとともに、代表理事に対しその旨報告しなければならない。

(代表理事の責務)

第7条 代表理事は、前条第4項の報告を受けたときは、対応方針について法令遵守担当理事に対し必要な指示をするとともに、対応方針の実施を実効あるものとするために必要な措置について、役職員に対し指揮命令を行うものとする。

2 代表理事は、前条第4項の報告が本協会の運営上重要であるときには、速やかに理事会を招集して報告しなければならない。

(理事会の役割)

第8条 理事会において前条第2項の報告がなされた場合には、理事会はその適否を審議して、必要な措置を決定するものとする。

2 前項の審議にあたり相応の専門知識を必要とする場合には、定款第44条第1項第1号の運営倫理委員会を設置して、参考意見を求めることができる。

(法令遵守のための教育)

第9条 本協会は、役職員に対して法令遵守に関する研修を行い、また、役職員は本協会の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(雑則)

第10条 本規程に定めるもののほか、本規程の運用に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 本規程は、平成20年9月1日より施行する。

附 則（平成25年7月1日）

- 1 公益社団法人移行により、法人名称、組織名称を修正する。